

別紙

下記のとおり、協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）の下記1. の内容については、下記2. の「対応する銀行法施行規則案」と同趣旨の改正を行う予定です。

1. 協同組合による金融事業に関する法律施行規則において定めようとする内容		2. 対応する銀行法施行規則案
	委任元の条項	
①契約締結前の情報の提供方法に関する事項	協同組合による金融事業に関する法律第6条の5の11第1項 又は第2項において準用する金融商品取引法第37条の3第1項	第14条の11の8、第14条の11の23、第34条の2の8、第34条の2の23、第34条の53の8、第34条の53の10、第34条の63の31、第34条の63の51
②契約締結前の情報の提供の適用除外に関する事項	協同組合による金融事業に関する法律第6条の5の11第1項 又は第2項において準用する金融商品取引法第37条の3第1項但し書	第14条の11の24、第34条の2の24、第34条の53の9、第34条の63の52
③外貨預金等に係る契約締結前交付書面の記載事項の特則に関する事項	協同組合による金融事業に関する法律第6条の5の11第1項 又は第2項において準用する金融商品取引法第37条の3第1項第7号	第14条の11の26の2、第34条の2の26の2、第34条の53の12の2、第34条の63の54の2
④準用金融商品取引法第37条の3第2項に定める説明義務の適用除外に関する事項	協同組合による金融事業に関する法律第6条の5の11第1項 又は第2項において準用する金融商品取引法第37条の3第2項	第14条の11の26の3、第34条の2の26の3、第34条の53の13、第34条の63の54の3
⑤契約締結時の情報の提供方法に関する事項	協同組合による金融事業に関する法律第6条の5の11第1項 又は第2項において準用する金融商品取引法第37条の4	第14条の11の27、第34条の2の27、第34条の53の14、第34条の63の55
⑥契約締結時の情報の提供の適用除外に関する事項	協同組合による金融事業に関する法律第6条の5の11第1項 又は第2項において準用する金融商品取引法第37条の4但し書	第14条の11の29、第34条の2の29、第34条の53の16、第34条の63の57
⑦禁止行為に関する事項	協同組合による金融事業に関する法律第6条の5の11第1項 又は第2項において準用する金融商品取引法第38条第9号	第14条の11の30の2、第34条の2の30の2、第34条の53の17の2、第34条の63の59

※その他、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」の施行に伴う所要の規定の整備等を行う。